議員提出議案第 2 号

ドクターへリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成27年3月19日

提出者 立川市議会議員 古屋直彦 伊藤大輔 木原 宏 山本みちよ 上條彰一 福島正美

理由

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第112条の規定による。

ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書

現在、ドクターへリは、全国で36道府県に44機が導入され、医師が救急 現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の 向上や後遺症の軽減に大きな成果を挙げている。

ドクターへリの運航経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。ドクターへリは、地域によって出動件数や飛行距離に差異が生じることから、補助金の算定に当たっては地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。

加えて、平成20年度に約5,600件であった全国のドクターへリの出動件数は、平成25年度には20,000件を超え、著しく増加している。年々増加する出動件数に対して補助金の基準額を適切なものとするよう更なる精査が必要である。

救急医療体制において、ドクターへリは必要不可欠であり、事業を安全に安 定して継続していくためには、実態をよく踏まえた上で、基準額を設定するこ とが求められる。

また、近年、ヘリコプター操縦士の高齢化が進んでおり、国内における操縦 士の養成規模が小さいため、今後退職に伴う操縦士不足が事業運営に支障を来 すおそれがある。

よって、国においては、将来にわたってドクターへリを安定して運用していくために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 医療提供体制推進事業費補助金の基準が、事業運営の実態に即したものと なっているかを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の 確保に努めること
- 2 ドクターへリの安全・安定的な事業継続のために、操縦士をはじめとする ドクターへリ運航従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

立川市議会